

# 法政大学大学院チューターに関する規程

規定第1076号  
一部改正 2014年4月1日 2015年4月1日  
2016年4月1日  
全部改正 2018年4月1日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、法政大学大学院チューターについて必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 法政大学大学院チューターは、次に掲げる各号に区分する。

- (1) 法政大学大学院（以下「大学院」という。）に在籍する大学院生等の教育活動を支援するための「大学院生チューター」
- (2) チューター日本語相談室に置く「日本語相談室チューター」
- 2 大学院生チューターは、毎年度大学院に雇用される大学院生等で、学位論文を含む大学院授業科目の教育研究活動において、その専門的知識により原則として下級生に対して補助的な指導・助言を提供する大学院生等とする。
- 3 日本語相談室チューターは、毎年度大学院に雇用される大学院生等で、チューター日本語相談室において大学院生等に対して授業内課題・学位論文作成における日本語表現の指導を行う者とする。

### (チューター日本語相談室の設置)

第3条 大学院にチューター日本語相談室を置き、大学院生等に対して授業内課題・学位論文作成における日本語表現の指導を行う。

- 2 チューター日本語相談室の運営については、研究科長会議の議を経てこれを行う。

## 第2章 大学院生チューター

### (指導・助言内容)

第4条 大学院生チューターは以下の各号に掲げられた事項について、指導・助言を行うものとする。

- (1) 大学院の授業内課題（レポート等）の作成
- (2) 学位論文作成その他の研究・学習上の事項
- (3) 大学院生活に関する事項
- (4) その他、前三号に関連する事項で研究科長会議が認めたもの
- 2 1名の大学院生チューターが指導・助言できる指導対象大学院生等（以下「指導対象院生等」という。）は、年間3人以内を原則とする。ただし、研究科教授会又はインスティテュート運営委員会の議を経て変更することができる。

### (資格)

第5条 以下の各号のいずれかに該当する者は、大学院生チューターとすることができる。

- (1) 本大学院修士課程に在籍する者（修士課程休学者を除く。）
- (2) 本大学院博士後期課程に在籍する者
- (3) 本大学院修士課程を修了した者
- (4) 本大学院博士後期課程を満期退学した者
- (5) 本大学院で博士の学位を取得した者

### (選考及び組合せ調整)

第6条 前条の各号のいずれかに該当する者は、各年度において所定の募集期間内に「大学院生チューター申込書」に必要事項を記入し、各キャンパスの大学院担当事務局にこれを提出することにより、大学院生チューター候補者として、現に在籍し又は過去に在籍した研究科の教授会又はインスティテュートの運営委員会から推薦を受けることができる。

- 2 「大学院生チューター申込書」を提出した者が現に在籍し又は過去に在籍した研究科教授会又はインスティテュート運営委員会は、大学院生チューター候補者の選考及び指導対象院生等との組合せの調整を行った上で、大学院生チューター候補者を研究科長会議に推薦する。
- 3 前項の調整において大学院生チューター候補者と指導対象院生等の人数に不均衡があるときは、複数の研究科教授会又はインスティテュート運営委員会が連携して組合せ調整を行うことを妨げない。

(採用決定)

- 第7条 大学院生チューターの採用は、各研究科教授会又はインスティテュート運営委員会が推薦する候補者について、研究科長会議の議を経て総長がこれを決定する。
- 2 前項の決定がなされた場合、各キャンパスの大学院担当事務局は、大学院生チューターの選考及び組合せの結果を速やかに公表しなければならない。

(採用期間)

- 第8条 大学院生チューターの採用期間は、採用日から採用日の属する年度の末日までとする。
- 2 大学院生チューターの再任は、これを妨げない。

(報酬)

- 第9条 大学院生チューターの報酬は、別表に基づき支給する。
- 2 大学院生チューターの交通費は、支給しない。ただし、大学院生チューターに本大学院在籍者以外の者が採用された場合は交通費を支給する。

(業務報告書の提出)

- 第10条 大学院生チューターは、指導の都度「大学院生チューター指導報告書」を作成し、月単位で出勤報告書と併せて各キャンパスの大学院担当事務局へ提出しなければならない。

(採用取消)

- 第11条 次の各号のいずれかに該当したときは、採用期間内であっても大学院生チューターとしての採用を取り消す。採用取消は、当該大学院生チューターの選考について第6条第2項の推薦を行った研究科教授会又はインスティテュート運営委員会及び研究科長会議の議を経て総長が決定する。
- (1) 指導対象院生等が本大学院を離籍したとき
  - (2) 指導対象院生等が指導解除を求めたとき
  - (3) 大学院生チューターとしての指導能力がないと判断されたとき
  - (4) 大学院生チューターとして相応しくない事実が判明したとき
  - (5) 本大学院修士課程に在籍する大学院生チューターが休学したとき

(指導を受ける大学院生等)

- 第12条 指導対象院生等は、原則として外国人留学生とし、以下の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 本学大学院修士課程又は博士後期課程に在籍する大学院生
  - (2) 研究科長又は専攻主任が必要と判断する研修生、研究生又は研究員
- 2 研究科長会議の議を経て特別な措置が必要であると認められた場合には、外国人留学生以外の者も指導対象院生等とすることができる。
  - 3 前2項に該当する者であっても、指導を受ける期間において休学をしたときは、指導対象院生等とすることができない。

(指導希望申請)

- 第13条 指導対象院生等となることを希望する者は、各年度において所定の募集期間内に「大学院生チューター指導希望申請書」に必要事項を記入し、各キャンパスの大学院担当事務局に提出しなければならない。

(指導の開始)

- 第14条 大学院生チューターと指導対象院生等は指導の方法・日時等について協議を行った上で、具体的な指導を開始するものとする。

(指導時間)

第15条 大学院生チューターの指導時間は1回100分を基準とし、指導回数に上限を設ける。その細目は研究科長会議が決定し、各年度の「大学院生チューター制度募集要項」にこれを明記する。

2 指導時間は、100分1回の指導に代えて、50分2回の形で指導を実施することを妨げない。

3 大学院生チューター1名が同時に複数の指導対象院生等に対して指導・助言を行うときは、その内容に関わらず、指導回数については指導対象院生等1名に対する指導として取り扱う。

(指導教員)

第16条 大学院生チューターの監督は、指導対象院生等の指導教員がこれを行い、必要に応じて指導上の助言を行うものとする。

### 第3章 日本語相談室チューター

(指導・助言内容)

第17条 日本語相談室チューターは、授業内課題・学位論文作成における日本語表現の指導を行うものとする。

(資格)

第18条 以下の各号のいずれかに該当する者は、日本語相談室チューターとなることができる。

(1) 本大学院修士課程に在籍する者(修士課程休学者を除く。)

(2) 本大学院博士後期課程に在籍する者

(3) 本大学院修士課程を修了した者

(4) 本大学院博士後期課程を満期退学した者

(5) 本大学院で博士の学位を取得した者

(選考)

第19条 各研究科教授会又はインスティテュート運営委員会は、日本語相談室チューター候補者を選考し、研究科長会議に推薦する。

(採用決定)

第20条 日本語相談室チューターの採用は、各研究科教授会又はインスティテュート運営委員会が推薦する候補者について、研究科長会議の議を経て総長がこれを決定する。

(採用期間)

第21条 日本語相談室チューターの採用期間は、採用日から採用日の属する年度の末日までとする。

2 日本語相談室チューターの再任は、これを妨げない。

(報酬)

第22条 日本語相談室チューターの報酬は、別表に基づき支給する。

2 日本語相談室チューターの交通費は、支給しない。ただし、日本語相談室チューターに本大学院在籍者以外の者が採用された場合は交通費を支給する。

(業務報告書の提出)

第23条 日本語相談室チューターは、指導の都度「日本語相談室チューター指導報告書」を作成し、月単位で出勤報告書と併せて市ヶ谷キャンパスの大学院担当事務局へ提出しなければならない。

(採用取消)

第24条 次の各号のいずれかに該当したときは、採用期間内であっても日本語相談室チューターとしての採用を取り消す。採用取消は、当該日本語相談室チューターの選考について第19条第1項の推薦を行った研究科教授会又はインスティテュート運営委員会及び研究科長会議の議を経て総長が決定する。

(1) 日本語相談室チューターとしての指導能力がないと判断されたとき

(2) 日本語相談室チューターとして相応しくない事実が判明したとき

(指導を受ける大学院生等)

第25条 指導対象院生等は、原則として外国人留学生とし、以下の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学大学院修士課程又は博士後期課程に在籍する大学院生

(2) 研究科長又は専攻主任が必要と判断する研修生、研究生又は研究員

2 特別な措置が必要であると認められる場合は、研究科長会議の議を経て、外国人留学生以外の者も指導対象院生等とすることができる。

3 前二項に該当する者であっても、指導を受ける期間において休学をしたときは、指導対象院生等とすることができない。

(チューター日本語相談室利用申請)

第26条 チューター日本語相談室の利用を希望する者は、所定の手続きにより大学院事務部へ予約しなければならない。

(指導時間)

第27条 日本語相談室チューターの指導時間は、1回100分を基準とし、この時間内に50分ずつの指導をのべ2名に行うものとする

#### 第4章 その他

(事務)

第28条 この規程に関する事務は、各キャンパスの大学院担当事務局が担当し、大学院事務部が統括する。

(改廃)

第29条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

付則

1 この規程は、2011年4月1日から施行する。

2 この規程は、2014年4月1日から一部改正し施行する。

3 この規程は、2015年4月1日から一部改正し施行する。

4 この規程は、2016年4月1日から一部改正し施行する。

5 この規程は、2018年4月1日から全部改正し施行する。

別表

チューターの報酬

単価	
(1回100分当たり)	4,200円
(1回50分当たり)	2,100円

注. チューターの報酬はTA (ティーチング・アシスタント) 給与を基準とする。

(追51)